

○合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例をここに公布する。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有する自動車及び合衆国軍隊の所有する自動車専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもの（以下「合衆国軍隊の構成員等の自動車」と総称する。）に対する自動車税について、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号。以下「税条例」という。）の特例を設けることを目的とする。

(合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する自動車税の税率)

第1条の2 合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する自動車税の税率は、税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | | |
|------------|----|--|
| (1) 普通乗用車 | 年額 | 1万9,000円（総排気量が4.5リットルを超えるものにあつては、2万2,000円） |
| (2) 小型乗用車 | 年額 | 7,500円 |
| (3) 普通トラック | 年額 | 3万2,000円 |
| (4) 小型トラック | 年額 | 7,500円 |
| (5) 特種用途車 | 年額 | 当該自動車の構造、用途等に従って普通乗用車、小型乗用車、普通トラック又は小型トラックの別に区分し、当該区分に対応する前各号に掲げる額 |

注 平成31年10月1日から施行

(合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する種別割の税率)

第1条の2 合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の税率は、税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する自動車税の徴収の方法)

第2条 前条に規定する自動車に対する自動車税は、税条例第12条及び第65条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

注 平成31年10月1日から施行

(合衆国軍隊の構成員等の自動車に対する種別割の徴収の方法)

第2条 前条に規定する自動車に対する種別割は、税条例第12条及び第65条の2の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

(自動車税の証紙徴収の手続)

第3条 第1条の2に規定する自動車に対する自動車税の納税義務者は、毎年4月中(賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中)において、道の発行する別記第1号様式の証紙を知事から購入して、当該自動車税を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に別記第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

注 平成31年10月1日から施行

(種別割の証紙徴収の手続)

第3条 第1条の2に規定する自動車に対する種別割の納税義務者は、毎年4月中(賦課期日後に種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該種別割の納税義務の発生した月の翌月中)において、道の発行する別記第1号様式の証紙を知事から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に別記第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

第4条 削除

(過誤納に係る徴収金の取扱い)

第5条 納税者が年度の中途において、自動車を廃棄し、又は自動車を日本国の領域外に持ち出す場合における過誤納分の自動車税について還付の請求をする場合においては、過誤納金還付請求書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 自動車税の納税済証紙

(2) 自動車登録原簿の抹消登録を受けたことの証明書

注 平成31年10月1日から施行

(過誤納に係る徴収金の取扱い)

第5条 納税者が年度の中途において、自動車を廃棄し、又は自動車を日本国の領域外に持ち出す場合における過誤納分の種別割について還付の請求をする場合においては、過誤納金還付請求書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 種別割の納税済証紙

(2) 自動車登録原簿の抹消登録を受けたことの証明書

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年4月28日から適用する。

2 昭和27年9月30日までに納税義務が発生した者に対する昭和27年度分の自動車税に限り、第3条第1項の規定中「毎年4月中(賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の納税義務の発生した月の翌月中)」とあるのは、「昭和27年7月1日から10月31日まで」と読み替えるものとする。

3 昭和52年度分の自動車税に限り、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条の規定により昭和51年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排

出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車又は同条の規定により昭和53年4月1日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する自動車で、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第4条の2第1項に規定するもの及び電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則附則第4条の2第2項に規定するものに対して課する自動車税の税率は、第1条の2の規定にかかわらず、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例（昭和52年北海道条例第22号）による改正前の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例第1条の2に規定する税率とする。